

## 2017年の放送界概観

片野 利彦\*

本稿では、2017年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

### ◆ NHKの動向

2017年12月6日、テレビを設置した人にNHKとの受信契約を義務付ける放送法の規定が憲法に違反するかどうか争われた訴訟で、契約を合憲とする初の判断が最高裁大法廷で示された。放送法の規定は以下のとおりである。

#### 第64条（受信契約及び受信料）

第1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

最高裁はこの第64条の解釈について、テレビの設置者に契約を強制するものと認定、日本の放送の二元体制（NHKと民放）の意義を踏まえ、公共放送であるNHKを社会全体で支えるべきであること、そのための受信料制度は手段として適正であり、「憲法の保障する『表現の自由』や国民の『知る権利』を具体化する」という放送法の目的にかなう合理的な仕組みで、契約の強制も許される」と判断した。原告であるNHKの主張を認める同様の判決が、複数の下級審で出されていた。

契約を拒んでいた被告の男性は、一審、二審ともに、契約の締結とテレビを設置した2006年以降の受信料の支払いを命じられていた。男性側は、放送法の規定に強制力はなく、あくまで努力義務であり、強制を認めれば憲法が保障する「契約の自由」を侵害するとの主張であったが、認められなかった。

あわせて最高裁は、契約を拒む受信者との間に契約を成立させるためにはNHKが契約を求める訴訟を起こし、勝訴が確定することが必要との判断も示した。近時のNHKの受信料支払い率は約80%であり、未契約は約900万世帯である。未契約者への訴訟は本件以外にも多数起こされており、今後の受信料の徴収に追い風となる判決といえよう。ただし、経営の基盤である受信料制度に一層強固な支えを得たNHKは、その公共性を十全に担い發揮しているか、これまで以上に問われることとなるであろう。

NHKは、1月に上田良一会長が就任、2月に「NHK受信料制度等検討委員会」を設置した。ここでは、テレビ番組を放送と同時にインターネットでも流す「常時同時配信」についての検討も重

---

\*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部

ねられた。7月に公表された委員会の答申では、「常時同時配信」の実施にあたり、ネットのみの利用の場合でもその世帯から受信料を徴収することに一定の合理性があるとした。9月、本件について継続的に議論してきた総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」でNHKは、「常時同時配信」について、当面は受信契約を結んでいれば視聴は無料とする方針を示した。これに必要な放送法の改正を経てから、2019年度の開始を目指すこととし、ネット利用に対する課金に関しては結論を先送りした。

昨年の本稿でも触れたとおり、NHKの「常時同時配信」に対しては、民放から民業圧迫にあたるなどの批判もある。配信のあり方などが明らかでないまま、課金に関する議論を先送りにしてサービス開始を優先させる姿勢には、同検討会内でも改めて懸念の声があがり、議論は継続されることとなった。

3月末の国会で、NHKの2017年度予算案が4年ぶりに全会一致で承認された。放送法で国会の承認が義務付けられているNHKの予算は、舛井勝人前会長時代（2014年～2017年）、「政府が右と言うものを左と言うわけにはいかない」といった着任早々の会見での発言をはじめ、その言動に野党が反発し全会一致をみていなかったが、上田会長体制となり“正常化”したといえよう。

#### ◆放送全般に関する諸動向

フジテレビの長寿番組の終了が相次いで発表された。土曜20時～の「めちゃ×2イケてるッ!」と、木曜21時～の「とんねるずのみなさんのおかげでした」が、いずれも2018年3月でその幕を下ろすこととなった。前者は21年半、後者は30年の歴史があり、それぞれに多数の人気コーナーや企画、キャラクターなどを送り出して来たものの、近年は視聴率が振るわなかった。7月に宮内正喜新社長を迎えた同社は、バラエティーの老舗番組を捨て、刷新に臨むことになる。

年間の視聴率をみると、ドラマではテレビ朝日「ドクターX～外科医・大門未知子～」、フジテレビ「コード・ブルー—ドクターヘリ緊急救命—」といった続編、シリーズものが堅調な成績を残した。2017年度の前半に放送されたNHK連続テレビ小説の「ひよっこ」も、全話平均で20%を越えるなど好調であった。例年注目を集める大型のスポーツイベントでは、1月の箱根駅伝、3月のワールド・ベースボール・クラシックなどが20%代後半を記録した。

サイバーエージェントとテレビ朝日によるインターネットテレビ局「AbemaTV」は、開局から1年4か月を迎えた8月にアプリのダウンロード数が2000万を超えた。11月初旬に同局で放送された「72時間ホンネテレビ」には、元SMAPのメンバー3人が解散後に初めて揃って出演し大いに話題を呼んだ。多数のゲストや企画を盛り込み、SNSとも連動しながら72時間連続の生放送を敢行、視聴数はのべ約7400万で、インターネットの新たな可能性を示す試みであった。同時に、既存のテレビの番組作りのあり方を問いかける3日間であったともいえよう。

#### ◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHKと民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は、2017年も

いくつかの事案で意見を公表した。とりわけ、BPOの3つの委員会の1つである放送倫理検証委員会による次の2つの意見をここでは紹介したい。

2月、「2016年の選挙をめぐるテレビ放送についての意見」が公表された。これは、2016年の参議院議員選挙と東京都知事選挙に際する放送に対し、「有権者の選択に資する情報を十分に伝えたか」といった趣旨の視聴者意見が多数寄せられたことから、選挙報道全般のあり方について審議を行っていたものである。意見の通知対象は民放連とNHKであった。

委員会は、近年論争の的となっていた放送法第4条第1項の番組編集準則について、法規範ではなく倫理規範であるとした上で、▽放送局には選挙に関する報道と評論の自由がある、▽選挙報道には「量的公平」ではなく、有権者の選択に資する情報を偏りなく論拠に基づいて放送する「質的公平」が求められている——などと指摘した。あわせて、放送局の創意工夫による豊かな選挙報道を期待する、とした。メディアに対する政治的圧力などが指摘される中で、選挙を取り扱う報道自体を抑制することなく、必要な情報を有権者に伝える放送の役割をあらためて強調するものであった。

12月には、東京メトロポリタンテレビジョンで放送されたいわゆる持ち込み番組（番組制作会社が完成状態＝完パケまで制作し、放送局に納品する番組）である『ニュース女子』での沖縄基地問題の特集に対し意見を公表した。同特集には、「沖縄に対する誤解をあおる」「事実関係が間違っている」などの視聴者意見が寄せられていた。

委員会は、情報バラエティー番組であっても情報の裏付けは必要であり、放送局のチェック機能を担う「考査」が適切に働いたのかなどを検証する必要があるとして審議に入った。その結果、(1)基地建設に抗議活動を行う側に対する取材の欠如を問題としなかった、(2)「(抗議活動の現場に向かう)救急車を止めた」との放送内容の裏付けを制作会社に確認しなかった、(3)「日当」という表現の裏付けの確認をしなかった、(4)「基地の外の」とのスーパーを放置した、(5)侮蔑的表現のチェックを怠った、(6)完パケでの考査を行わなかった——の6点を挙げ、考査が適正に行われたとは言えないと指摘した。このような複数の放送倫理上の問題が含まれた番組を、適正な考査を経ずに放送したという点において、“重大な放送倫理違反があった”と判断した。2007年の委員会設立以来公表されてきた27件の意見のうち、重大な放送倫理違反を指摘するものは本件で3事例目であり、放送倫理の砦を守る仕組みとしての考査の重要性を最大限に訴えるものであった。